

指定居宅介護支援事業 グリーンケアプランセンター運営規程

(趣旨)

第 1 条 この運営規程において、グリーンケアプランセンターが実施する指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第 2 条 指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 (1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。
- 2 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
- 3 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第 4 条 当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者等を紹介その他の必要な措置を講じるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第 5 条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 グリーンケアプランセンター
- (2) 所在地 福岡市南区野間 2 丁目 7 番 22 号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 10名以上（常勤6名以上うち1名管理者と兼務、非常勤4名以上）

介護支援専門員は、要介護者及び要支援者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等を行う。

(3) 事務職員 必要に応じて配置する。

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) 電話等により24時間常時受付等が可能な状態とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第8条 介護支援専門員は、定期又は随時、利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況等、その課題を分析し、支援を行うものとし、その主な内容等は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 : 第3条に規定する事業所内の相談室、利用者宅

(2) 使用する課題分析票の種類 : 自社作成様式

(※課題分析標準項目における基本情報に関する9項目及び課題分析に関する14項目を全て網羅した様式をエクセルにて作成)

(3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 : 月1回以上

(4) サービス担当者会議の開催場所、頻度 : 利用者宅を基本とし、状況にあわせて事業所内の相談室や関係事業所の相談室など、個人情報の保護が図られる場所を活用し、随時開催。

(5) 主な支援の内容 : 居宅サービス計画の作成、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等

(利用料及びその他の費用の額)

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、福岡市全域、那珂川市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、福津市、宗像市、古賀市、糟屋郡とする。但し、離島は除く。

(事故発生時の対応)

第 11 条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 12 条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 16 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体的拘束)

第 17 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性及び一時性の 3 つの要件を全て満たすこと）を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条

1 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に関係する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。または、閲覧可能なファイル等を事業所に備え付け、かつ、関係者がいつでも自由に閲覧できる状態とすることで、掲示の代わりとする。

2 第 8 条第 1 項のサービス提供記録については、利用者からの申し出があった場合にはそれらを当該利用者に交付する。

3 第 8 条第 1 項のサービス提供記録、第 10 条第 2 項に規定する事故発生時の記録、第 13 条に規定する市町村への通知、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから原則 5 年間保存する。

- 4 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「市町村等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、市町村等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、市町村等から求められた場合には、その改善の内容を市町村等に報告する。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項はグリーンケアプランセンターで定める。

附 則

附 則（平成 20 年 2 月 1 日）

この規定は平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日）

この規定は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 1 日）

この規定は平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日）

この規定は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日）

この規定は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 7 月 1 日）

この規定は平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 1 日）

この規定は平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 10 月 1 日）

この規定は平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 11 月 1 日）

この規定は平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 1 日）

この規定は平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日）

この規定は平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 10 日）

この規定は平成 24 年 9 月 10 日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 4 日）

この規定は平成 25 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 1 日）

この規定は平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 1 日）

この規定は平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 1 日）

この規定は平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日）

この規定は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 1 日）

この規定は平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月 1 日）

この規定は平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 1 日）

この規定は平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 11 日）

この規定は平成 27 年 5 月 11 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 1 日）

この規定は平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日）

この規定は平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 11 月 1 日）

この規定は平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 18 日）

この規定は平成 28 年 5 月 18 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 1 日）

この規定は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 1 日）

この規定は平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 19 日）

この規定は平成 28 年 12 月 19 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日）

この規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日）

この規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 4 日）

この規程は平成 30 年 6 月 4 日から施行する。

附 則（平成 30 年 9 月 1 日）

この規程は平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 1 日）

この規程は平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日）

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 1 年 6 月 1 日）

この規程は令和 1 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 1 年 7 月 1 日）

この規程は令和 1 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 1 年 12 月 1 日）

この規程は令和 1 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 16 日）

この規程は令和 2 年 2 月 16 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日）

この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日）

この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する

附 則（令和 4 年 4 月 1 日）

この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する

附 則（令和 4 年 4 月 1 日）

この規程は令和 5 年 9 月 1 日から施行する

附 則(令和 5 年 9 月 1 日)

この規程は令和 7 年 9 月 1 日から施行する

附 則(令和 7 年 9 月 1 日)